

I P 通信網サービス契約約款 別冊 ～2022年3月31日	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2022年3月1日時点 2022年4月1日～
-----------------------------------	--	-----------------------------------

<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <hr/> <p style="text-align: center;">第4章 契約</p> <p style="text-align: center;">第5節 第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第60条～第60条の2 (略)</p> <p>(第7種契約の単位)</p> <p>第61条 当社は、共通編第8条 (I P 通信網契約の単位) に規定する契約の単位として、次のとおり第7種契約を締結します。</p> <p>(1) 料金表第1表 (料金) に規定するカテゴリ-B又はカテゴリ-v U T Mの場合 1の契約者識別符号ごとに1の第7種契約を締結します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>(第7種契約申込みの方法)</p> <p>第63条 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第7種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第7種契約の申込みを行っていただきます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) DSL回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称</p> <p>(5) DSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所</p> <p>(6) DSL回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容 (当社が別に定めるものに限りません。)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <hr/> <p style="text-align: center;">第4章 契約</p> <p style="text-align: center;">第5節 第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第60条～第60条の2 (略)</p> <p>(第7種契約の単位)</p> <p>第61条 当社は、共通編第8条 (I P 通信網契約の単位) に規定する契約の単位として、次のとおり第7種契約を締結します。</p> <p>(1) 料金表第1表 (料金) に規定するカテゴリ-v U T Mの場合 1の契約者識別符号ごとに1の第7種契約を締結します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>(第7種契約申込みの方法)</p> <p>第63条 共通編第9条 (I P 通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第7種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第7種契約の申込みを行っていただきます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称</p> <p>(5) 光アクセス回線に係る終端の場所</p> <p>(6) 光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容 (当社が別に定めるものに限りません。)</p> <p>(7) (略)</p>
---	--

I P 通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2022年3月1日時点
～2022年3月31日	2022年4月1日～	

(注) 本条第6号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表 ([DSL回線又は光アクセス回線](#)に係るものに限ります。)に規定する事項のうち、当社が第7種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

第64条～第68条の3 (略)

(回線収容部の変更等)

第69条 第7種契約者は、[DSL回線又は光アクセス回線](#)に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その[DSL回線又は光アクセス回線](#)について他の I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更その他その[DSL回線又は光アクセス回線](#)に係る第7種契約について契約内容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、共通編第10条 (I P 通信網契約申込みの承諾) 第2項各号又は第64条の2 (第7種契約申込みの承諾) のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

3 (略)

第70条～第74条の2 (略)

別記

- 5 オープンコンピュータ通信網サービスに係る回線制御装置の提供等
- (1) (略)
- (2) 回線制御装置の提供の請求を行うことができる I P 通信網契約者は、料金表第3表に規定する回線制御装置の種別ごとに、次のとおりとします。

種 別	I P 通信網契約者
V P N型	ア (略)
	イ (略)

(注) 本条第6号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表 (光アクセス回線に係るものに限ります。)に規定する事項のうち、当社が第7種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

第64条～第68条の3 (略)

(回線収容部の変更等)

第69条 第7種契約者は、光アクセス回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その光アクセス回線について他の I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更その他その光アクセス回線に係る第7種契約について契約内容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、共通編第10条 (I P 通信網契約申込みの承諾) 第2項各号又は第64条の2 (第7種契約申込みの承諾) のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

3 (略)

第70条～第74条の2 (略)

別記

- 5 オープンコンピュータ通信網サービスに係る回線制御装置の提供等
- (1) (略)
- (2) 回線制御装置の提供の請求を行うことができる I P 通信網契約者は、料金表第3表に規定する回線制御装置の種別ごとに、次のとおりとします。

種 別	I P 通信網契約者
V P N型	ア (略)
	イ (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年3月1日時点

～2022年3月31日

2022年4月1日～

	ウ 第7種契約者 (料金表第1表に規定するカテゴリ-V P Nに係る者又はカテゴリ-v U T Mに係る者に限ります。)
U T M型	ア 第6種契約者 (料金表第1表 (料金) に規定するカテゴリ-1 (タイプ2又はタイプ6に係るものに限ります。)) に係る者、カテゴリ-2 (タイプ2に係るものに限ります。)) に係る者及びカテゴリ-3 (タイプ2、タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。)) に係る者を除きます。 イ 第7種契約者 (料金表第1表に規定するカテゴリ-Bに係る者に限ります。)
B Bルーター型	(略)
I P o Eルーター型	(略)

(3)～(17) (略)

	ウ 第7種契約者
U T M型	第6種契約者 (料金表第1表 (料金) に規定するカテゴリ-1 (タイプ2又はタイプ6に係るものに限ります。)) に係る者、カテゴリ-2 (タイプ2に係るものに限ります。)) に係る者及びカテゴリ-3 (タイプ2、タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。)) に係る者を除きます。
B Bルーター型	(略)
I P o Eルーター型	(略)

(3)～(17) (略)

13 保守一元サービスの提供等

(1) 当社は、I P通信網契約者 (第6種契約者 (料金表第1表 (料金) に規定するカテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3若しくはカテゴリ-8であって、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ4に係る者に限ります。)) 又は第7種契約者 (料金表第1表 (料金) に規定する カテゴリ-V P N若しくはカテゴリ-v U T Mであって、コースUに係る者に限ります。)) に限ります。以下、13において同じとします。) から請求があったときは、その契約に係る特定協定事業者の提供するD S L回線、光アクセス回線又は利用回線 (いずれも特定加入者回線となるもの及び特定協定事業者の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものを除きます。以下13において同じとします。) の故障等に係る保守一元サービス (I P通信網契約者が特定協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。以下同じとします。) を提供します。この場合、I P通信網契約者は料金表第3表 (附帯サービスに関する料金) に規定する料金の支払いを要します。

(2) (略)

13 保守一元サービスの提供等

(1) 当社は、I P通信網契約者 (第6種契約者 (料金表第1表 (料金) に規定するカテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3若しくはカテゴリ-8であって、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ4に係る者に限ります。)) 又は第7種契約者 (料金表第1表 (料金) に規定するコースUに係る者に限ります。)) に限ります。以下、13において同じとします。) から請求があったときは、その契約に係る特定協定事業者の提供するD S L回線、光アクセス回線又は利用回線 (いずれも特定加入者回線となるもの及び特定協定事業者の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものを除きます。以下13において同じとします。) の故障等に係る保守一元サービス (I P通信網契約者が特定協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。以下同じとします。) を提供します。この場合、I P通信網契約者は料金表第3表 (附帯サービスに関する料金) に規定する料金の支払いを要します。

(2) (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2022年3月1日時点
～2022年3月31日	2022年4月1日～	

<p>料金表 通則</p> <p>(高額利用割引)</p> <p>15 高額利用に係る料金の割引の適用については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引(以下15において「高額利用割引」といいます。)を行います。</p> <p>ア その第6種契約等(第6種契約又は第7種契約(カテゴリ-V P N及びカテゴリ-v U T Mに係るものを除きます。))をいいます。以下15において同じとします。)の定額利用料(第1表(料金)第1(利用料金)4(第6種契約に係るもの)4-1(適用)の表の(4)欄の適用による場合は、適用した後の定額利用料とします。以下15において同じとします。)の額が100万円(110万円)を超えるとき。(イに該当する場合を除きます。)</p> <p>イ 第6種契約者等(第6種契約者又は第7種契約者(カテゴリ-V P N及びカテゴリ-v U T Mに係る者を除きます。))をいいます。以下15において同じとします。)からあらかじめ申出があった1の高額利用指定回線群(第6種契約者等が指定する2以上の第6種契約等(その第6種契約者等と同一名義のものに限り、以下15において同じとします。))により構成されるもの又は第6種契約等及び当社の他の電気通信サービス(当社が別に定めるものに限り、以下15において同じとします。)に係る契約(その第6種契約者等と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用を受けるものに限り、以下15において同じとします。)により構成されるものをいいます。以下15において同じとします。)の料金額(高額利用指定回線群を構成する第6種契約等の定額利用料の合計額又は第6種契約等の定額利用料と当社の他の電気通信サービスの契約に係る料金(その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限り、以下15において同じとします。))との合計額をいいます。以下15において同じとします。)が100万円(110万円)を超えるとき。</p>	<p>料金表 通則</p> <p>(高額利用割引)</p> <p>15 高額利用に係る料金の割引の適用については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引(以下15において「高額利用割引」といいます。)を行います。</p> <p>ア その第6種契約の定額利用料(第1表(料金)第1(利用料金)4(第6種契約に係るもの)4-1(適用)の表の(4)欄の適用による場合は、適用した後の定額利用料とします。以下15において同じとします。)の額が100万円(110万円)を超えるとき。(イに該当する場合を除きます。)</p> <p>イ 第6種契約者からあらかじめ申出があった1の高額利用指定回線群(第6種契約者が指定する2以上の第6種契約(その第6種契約者と同一名義のものに限り、以下15において同じとします。))により構成されるもの又は第6種契約及び当社の他の電気通信サービス(当社が別に定めるものに限り、以下15において同じとします。)に係る契約(その第6種契約者と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用を受けるものに限り、以下15において同じとします。)により構成されるものをいいます。以下15において同じとします。)の料金額(高額利用指定回線群を構成する第6種契約の定額利用料の合計額又は第6種契約の定額利用料と当社の他の電気通信サービスの契約に係る料金(その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限り、以下15において同じとします。))との合計額をいいます。以下15において同じとします。)が100万円(110万円)を超えるとき。</p>
--	--

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年3月1日時点

～2022年3月31日

2022年4月1日～

割 引 額	ア イ以外の場合	1の高額利用指定回線群の料金額（アに規定する1の第6種契約等の料金の額を含みます。）に、次表に規定する割引率を乗じて得た額			
		<table border="1"> <tr> <td>高額利用指定回線群の料金額</td> <td>割引率</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	高額利用指定回線群の料金額	割引率	(略)
高額利用指定回線群の料金額	割引率				
(略)	(略)				
	イ 高額利用指定回線群に当社の他の電気通信サービスに係る契約を含む場合	<p>次の算式により算出した額</p> $\frac{\text{1の高額利用指定回線群の料金額にア欄の表に規定する割引率を乗じて得た額}}{\text{その高額利用指定回線群の料金額 (第6種契約等に係る料金に限り)}} \times \text{その高額利用指定回線群の料金額}$			

割 引 額	ア イ以外の場合	1の高額利用指定回線群の料金額（アに規定する1の第6種契約の料金の額を含みます。）に、次表に規定する割引率を乗じて得た額			
		<table border="1"> <tr> <td>高額利用指定回線群の料金額</td> <td>割引率</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	高額利用指定回線群の料金額	割引率	(略)
高額利用指定回線群の料金額	割引率				
(略)	(略)				
	イ 高額利用指定回線群に当社の他の電気通信サービスに係る契約を含む場合	<p>次の算式により算出した額</p> $\frac{\text{1の高額利用指定回線群の料金額にア欄の表に規定する割引率を乗じて得た額}}{\text{その高額利用指定回線群の料金額 (第6種契約に係る料金に限り)}} \times \text{その高額利用指定回線群の料金額}$			

(2) (1)の表のイ欄の割引額を算出する場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、高額利用指定回線群に係る複数の電気通信サービスのうち、第6種契約者等が指定する電気通信サービスの高額利用割引の割引額に加算するものとします。

ただし、その端数の取扱いについて、当社の他の電気通信サービスの契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3) (略)

(4) 高額利用指定回線群の料金額に対する高額利用割引は、第6種契約者等からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について適用します。

(5) 当社は、第6種契約者等から、その高額利用指定回線群に新たに対象契約を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、高額利用指定回線群を構成している対象契約をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その高額利用指定回線群を構成する対象契約として取り扱います。

(6) (4)又は(5)に規定する場合の高額利用指定回線群の料金額の対象となるその第6種契約等の料金は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(2) (1)の表のイ欄の割引額を算出する場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、高額利用指定回線群に係る複数の電気通信サービスのうち、第6種契約者が指定する電気通信サービスの高額利用割引の割引額に加算するものとします。

ただし、その端数の取扱いについて、当社の他の電気通信サービスの契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3) (略)

(4) 高額利用指定回線群の料金額に対する高額利用割引は、第6種契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について適用します。

(5) 当社は、第6種契約者から、その高額利用指定回線群に新たに対象契約を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、高額利用指定回線群を構成している対象契約をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その高額利用指定回線群を構成する対象契約として取り扱います。

(6) (4)又は(5)に規定する場合の高額利用指定回線群の料金額の対象となるその第6種契約の料金は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年3月1日時点

～2022年3月31日

2022年4月1日～

(7) 当社は、料金返還その他の場合において高額利用指定回線群を構成する第6種契約等の1契約当たりの料金の額を確定する必要があるときは、その料金の額は次の算式により算出します。

$$\text{第6種契約等の1契約当たりの料金の額} = \frac{\text{高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額 (第6種契約等に係る料金の額に限り。)} \times \text{高額利用割引適用前のその第6種契約等の料金の額}}{\text{高額利用割引適用前の高額利用指定回線群の料金額 (第6種契約等に係る料金の額に限り。)}} \times \text{第6種契約等の料金の額}$$

(8) (7)の場合において、高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額 (第6種契約等に係る料金の額に限り。)) からその高額利用指定回線群を構成するすべての第6種契約等について(7)の算式により算出した1契約当たりの料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を第6種契約者等が指定する1の第6種契約等 (その高額利用指定回線群を構成するものに限り。)) の料金の額に加算するものとします。

(注) (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

- 第1 利用料金
- 5 第7種契約に係るもの
- 5-1 適用

区分	内容				
(1) 区別に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリ-B</td> <td>回線制御装置 (UTM型に係るものに限り。)) を使用して通信を行うことができるものであって、セキュリティ機能 (セキュリティソフトウェアを用いて、電子メール等の送受信メッセージ又はホームページ等からダウンロードされる情報に含まれるコンピュータウイルス等の検知</td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	カテゴリ-B	回線制御装置 (UTM型に係るものに限り。)) を使用して通信を行うことができるものであって、セキュリティ機能 (セキュリティソフトウェアを用いて、電子メール等の送受信メッセージ又はホームページ等からダウンロードされる情報に含まれるコンピュータウイルス等の検知
区別	内容				
カテゴリ-B	回線制御装置 (UTM型に係るものに限り。)) を使用して通信を行うことができるものであって、セキュリティ機能 (セキュリティソフトウェアを用いて、電子メール等の送受信メッセージ又はホームページ等からダウンロードされる情報に含まれるコンピュータウイルス等の検知				

(7) 当社は、料金返還その他の場合において高額利用指定回線群を構成する第6種契約等の1契約当たりの料金の額を確定する必要があるときは、その料金の額は次の算式により算出します。

$$\text{第6種契約の1契約当たりの料金の額} = \frac{\text{高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額 (第6種契約に係る料金の額に限り。)} \times \text{高額利用割引適用前のその第6種契約の料金の額}}{\text{高額利用割引適用前の高額利用指定回線群の料金額 (第6種契約に係る料金の額に限り。)}} \times \text{第6種契約の料金の額}$$

(8) (7)の場合において、高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額 (第6種契約に係る料金の額に限り。)) からその高額利用指定回線群を構成するすべての第6種契約等について(7)の算式により算出した1契約当たりの料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を第6種契約者が指定する1の第6種契約 (その高額利用指定回線群を構成するものに限り。)) の料金の額に加算するものとします。

(注) (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

- 第1 利用料金
- 5 第7種契約に係るもの
- 5-1 適用

区分	内容				
(1) 区別に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容		
区別	内容				

I P通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2022年3月1日時点
	～2022年3月31日	2022年4月1日～

	<p>及び駆除、コンピュータウイルス等の検知されたホームページ等へのアクセス制限及びカテゴリ選択（アダルト、違法行為、掲示板等のURLをカテゴリ別に分類したものをいいます。）されたホームページ等へのアクセス制限等を行うことができる機能をいいます。以下5-2までにおいて同じとします。）を基本機能として提供するもの</p>		
カテゴリ-VPN	(略)	カテゴリ-VPN	(略)
カテゴリ-vUTM	(略)	カテゴリ-vUTM	(略)
備考	<p>1 (略)</p> <p>2 カテゴリ-Bのセキュリティ機能については、次のとおりとします。</p> <p>(1) この機能において用いるセキュリティソフトウェアは、トレンドマイクロ株式会社が提供する「ウイルスバスター ビジネスセキュリティ サービス」に係るものとします。</p> <p>(2) この機能の利用対象となる電子計算機等内のファイルの状態、電子計算機等の種類又はその他の理由により、電子計算機等にセキュリティソフトウェアがダウンロード又はインストールできない場合には、この機能を利用できません。</p> <p>(3) この機能により検知及び駆除等が可能なコンピュータウイルス等は、その検知及び駆除等の実施時における、現にそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限ります。</p>	備考	<p>1 (略)</p> <p>2 削除</p>

I P通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2022年3月1日時点
～2022年3月31日	2022年4月1日～	

	<p>(4) <u>当社は、この機能に係るコンピュータウイルス等の検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、この機能の利用に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</u></p> <p>3～6 (略)</p>								
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) <u>回線制御装置等による区別</u> <u>カテゴリーBに係るもの</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>セットプラン1</u></td> <td><u>回線制御装置（UTM型のエントリー0型に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるものであって、セキュリティ機能において提供する基本ライセンス数が10のもの</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>セットプラン2</u></td> <td><u>回線制御装置（UTM型のエントリーII型に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるものであって、セキュリティ機能において提供する基本ライセンス数が30のもの</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 <u>削除</u></p> <p>2 <u>第7種契約者は、セットプラン1とセットプラン2との間の相互の変更を行うことはできません。</u></p> <p>3 <u>第7種契約者は、セキュリティ機能のライセンスの追加利用をすることができます。この場合、当社は、基本ライセンス数を超える部分について、5-2-4に規定する加算額を適用します。</u></p>	区 別	内 容	<u>セットプラン1</u>	<u>回線制御装置（UTM型のエントリー0型に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるものであって、セキュリティ機能において提供する基本ライセンス数が10のもの</u>	<u>セットプラン2</u>	<u>回線制御装置（UTM型のエントリーII型に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるものであって、セキュリティ機能において提供する基本ライセンス数が30のもの</u>	(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>3～6 (略)</p> <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) <u>削除</u></p>
区 別	内 容								
<u>セットプラン1</u>	<u>回線制御装置（UTM型のエントリー0型に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるものであって、セキュリティ機能において提供する基本ライセンス数が10のもの</u>								
<u>セットプラン2</u>	<u>回線制御装置（UTM型のエントリーII型に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるものであって、セキュリティ機能において提供する基本ライセンス数が30のもの</u>								

～2022年3月31日

2022年4月1日～

(イ) アクセス回線の細目等による区別

A カテゴリーBに係るもの

区 別	内 容
<u>コースA</u>	<u>D S L回線又は光アクセス回線（次に掲げるものを除きます。）と接続して提供するもの</u> <u>a</u> <u>コースBに係るもの</u> <u>b</u> <u>別記14のEK020、EK095、EK100、EK110、EM040、WK030、WK080又はWM030に係るもの</u>
<u>コースB</u>	<u>光アクセス回線（別記14のEK010、EK090又はWK060に係るものに限りま</u> <u>す。）と接続して提供するもの</u>
<u>備考</u>	<u>セットプラン1については、コースAに限り提供します。</u>

B カテゴリーV P N又はカテゴリーv U T Mに係るもの

(略)

(ウ) 帯域に係る区別

カテゴリーV P Nに係るもの

(略)

イ 品目

(ア) カテゴリーBに係るもの

最大、そのD S L回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する品目に係る符号伝送速度に相当する符号伝送速度までの符号伝送が可能なもの

(イ) アクセス回線の細目等による区別

カテゴリーV P N又はカテゴリーv U T Mに係るもの

(略)

(ウ) 帯域に係る区別

カテゴリーV P Nに係るもの

(略)

イ 品目

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年3月1日時点

～2022年3月31日

2022年4月1日～

	(イ) カテゴリーV P N又はカテゴリーv U T Mに係るもの (略)
(3) 削除	
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア (略) イ (略) ウ イの場合に、品目等の変更と同時にそのD S L回線又は光アクセス回線に係る終端の場所において、第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係るD S L回線又は光アクセス回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等のD S L回線又は光アクセス回線に係る第7種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。

	カテゴリーV P N又はカテゴリーv U T Mに係るもの (略)
(3) 削除	
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア (略) イ (略) ウ イの場合に、品目等の変更と同時にその光アクセス回線に係る終端の場所において、第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る光アクセス回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の光アクセス回線に係る第7種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。

5-2 料金額

5-2-1 定額利用料

- (1) カテゴリーBのもの
ア セットプラン1のもの

1 契約ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>コースAのもの</u>	4,500円 (4,950円)

イ セットプラン2のもの

1 契約ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>コースAのもの</u>	7,500円 (8,250円)
<u>コースBのもの</u>	79,500円 (87,450円)

5-2 料金額

5-2-1 定額利用料

- (1) 削除

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年3月1日時点

～2022年3月31日

2022年4月1日～

(2) カテゴリーV P Nのもの

(略)

(3) カテゴリーv U T Mのもの

(略)

5-2-2 削除

5-2-3 削除

5-2-4 セキュリティ機能のライセンスの追加利用に係る加算額

追加利用する1のライセンスごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>ライセンスの追加利用</u>	<u>250円</u>
	<u>(275円)</u>

備考 当社は、セキュリティ機能のライセンスを、カテゴリーBに係る第7種契約者に限り提供します。

5-2-5 付加機能利用料

(1) V P N代表契約に係るもの

(略)

(2) V P N回線契約に係るもの

(略)

(3) その他のもの

【セキュリティ機能 (Webセキュリティタイプ)】

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>工事費の額</u>
------------	------------	--------------

(2) カテゴリーV P Nのもの

(略)

(3) カテゴリーv U T Mのもの

(略)

5-2-2 削除

5-2-3 削除

5-2-4 削除

5-2-5 付加機能利用料

(1) V P N代表契約に係るもの

(略)

(2) V P N回線契約に係るもの

(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2022年3月1日時点
～2022年3月31日		2022年4月1日～

<p><u>セキュリティソフトウェアを用いて、ホームページ等からダウンロードされる情報に含まれるコンピュータウイルス等の検知及び駆除、コンピュータウイルス等の検知されたホームページ等へのアクセス制限及びカテゴリ選択 (アダルト、違法行為、掲示板等のURLをカテゴリ別に分類したものをいいます。)されたホームページ等へのアクセス制限等を行うことができる機能</u></p>	<p><u>1のライセンスごと</u> <u>に月額</u></p>	<p><u>400円</u> <u>(440円)</u></p>	
<p><u>備考</u></p>	<p><u>1 当社は、この機能について、カテゴリ B に係る第7種契約者に限り提供します。</u></p> <p><u>2 この機能において用いるセキュリティソフトウェアは、トレンドマイクロ株式会社が提供するものとします。</u></p> <p><u>3 この機能により検知及び駆除等が可能なコンピュータウイルス等は、その検知及び駆除等の実施時における、そのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限りします。</u></p> <p><u>4 当社は、この機能に係るコンピュータウイルス等の検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、この機能の利用に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</u></p> <p><u>5 この機能のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>6 当社は、共通編第23条 (利用中止) 第1項に掲げる場合に加え、トレンドマイクロ株式会社の都合、事業休止、その他の一切の理由により、第7種契約者がこの機能を利用できなくなった場合には、この機能の提供を中止又は廃止することができます。</u></p>		

<p>第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))</p> <p>2 工事費の額</p>	<p>第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))</p> <p>2 工事費の額</p>
---	---

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年3月1日時点

～2022年3月31日

2022年4月1日～

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス (第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-VPN及びカテゴリ-VUTMに係るものを除きます。)に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

(略)

2-2 オープンコンピュータ通信網サービス (第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-VPN又はカテゴリ-VUTMに係るものに限ります。)に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、所属VPNグループの変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

(略)

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス (第7種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。)に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

(略)

2-2 オープンコンピュータ通信網サービス (第7種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。)に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、所属VPNグループの変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

(略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容				
(1) 回線制御装置の種類等に係る料金の適用	当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種類等を定めます。 ア (略) イ 回線制御装置の種類 (ア) VPN型				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容		
種 類	内 容				

第3表 附帯サービスに関する料金

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容				
(1) 回線制御装置の種類等に係る料金の適用	当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種類等を定めます。 ア (略) イ 回線制御装置の種類 (ア) VPN型				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容		
種 類	内 容				

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年3月1日時点

～2022年3月31日

2022年4月1日～

(略)	(略)
備考	
1 CT-I型については、第7種オープンコンピュータ通信網サービス (カテゴリ-VPN又はカテゴリ-vUTMに係るものに限り ます。)に限り提供します。	
2 CT-I型以外のものについては、第7種オープンコンピュータ通信網サービス (カテゴリ-VPN又はカテゴリ-vUTMに係るものに限り ます。)には提供しません。	

(イ) UTM型

A [エントリー型](#)

種 類	内 容
エントリー型	ファイアウォール機能を利用できるものであって、UTM型セキュリティサービスを利用できないもの
エントリー-0型	LAN側のノード数の上限が20のもの
エントリー-I型	LAN側のノード数の上限が50のもの
エントリー-II型	LAN側のノード数の上限が100のもの
エントリー-III型	LAN側のノード数の上限が300のもの
備考 第6種オープンコンピュータ通信網サービス (カテゴリ-8及びカテゴリ-9のものに限り ます。)には、 エントリー型を提供しません。	

B [ライト型](#)

種 類	内 容
---------------------	---------------------

(略)	(略)
備考	
1 CT-I型については、第7種オープンコンピュータ通信網サービスに限り提供します。	
2 CT-I型以外のものについては、第7種オープンコンピュータ通信網サービスには提供しません。	

(イ) UTM型

A [削除](#)

B [削除](#)

～2022年3月31日

2022年4月1日～

<u>ライト型</u>	<u>ファイアウォール機能を利用できるものであって、U T M型セキュリティサービスをPing監視機能に限り利用できるもの</u>
<u>ライトⅠ型</u>	<u>L A N側のノード数の上限が20のもの</u>
<u>ライトⅡ型</u>	<u>L A N側のノード数の上限が50のもの</u>
<u>ライトⅢ型</u>	<u>L A N側のノード数の上限が100のもの</u>
<u>ライトⅣ型</u>	<u>L A N側のノード数の上限が300のもの</u>
<u>ライトⅤ型</u>	<u>L A N側のノード数の上限が500のもの</u>
<u>備考 第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ8及びカテゴリ9のものに限りません。)には、ライト型を提供しません。</u>	

C (略)
D (略)
(ウ) (略)
(エ) (略)

C (略)
D (略)
(ウ) (略)
(エ) (略)

(2) 回線制御装置の保守の区別に係る料金の適用
当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の保守の区別を定めます。

区 別	内 容
(略)	(略)

備考
1～6 (略)
7 U T M型(エントリー0型及びブリッジⅠ型を除きます。)の保守タイプ0及び保守タイプ1については、第7種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて使用する場合に限り提供します。

(2) 回線制御装置の保守の区別に係る料金の適用
当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の保守の区別を定めます。

区 別	内 容
(略)	(略)

備考
1～6 (略)
7 U T M型のスタンダードⅡ型については、保守タイプ2(保守タイプ3を合わせて利用する場合があります。)に限り提供します。

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年3月1日時点

～2022年3月31日

2022年4月1日～

	8～10 (略)
(3)～(4) (略)	(略)

2 料金額

2-1 基本料

2-1-1 (略)

2-1-2 UTM型に係るもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額			
	保守タイプ0	保守タイプ1	保守タイプ2	保守タイプ3
<u>エントリー0型</u>	2,500円 (2,750円)	2,900円 (3,190円)	3,000円 (3,300円)	1,600円 (1,760円)
<u>エントリーI型</u>	—	—	5,000円 (5,500円)	3,400円 (3,740円)
<u>エントリーII型</u>	6,500円 (7,150円)	6,900円 (7,590円)	7,000円 (7,700円)	5,600円 (6,160円)
<u>エントリーIII型</u>	—	—	21,000円 (23,100円)	19,000円 (20,900円)
<u>ライトI型</u>	—	—	5,500円 (6,050円)	4,500円 (4,950円)
<u>ライトII型</u>	—	—	6,800円 (7,480円)	5,700円 (6,270円)
<u>ライトIII型</u>	—	—	8,000円 (8,800円)	6,700円 (7,370円)
<u>ライトIV型</u>	—	—	23,000円 (25,300円)	21,000円 (23,100円)
<u>ライトV型</u>	—	—	58,000円 (63,800円)	52,000円 (57,200円)
スタンダードII型	(略)	—	(略)	(略)
ブリッジI型	(略)	—	(略)	(略)

	8～10 (略)
(3)～(4) (略)	(略)

2 料金額

2-1 基本料

2-1-1 (略)

2-1-2 UTM型に係るもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額		
	保守タイプ0	保守タイプ2	保守タイプ3
スタンダードII型	(略)	(略)	(略)
ブリッジI型	(略)	(略)	(略)

スタンダードII型	(略)
ブリッジI型	(略)

(略)	(略)
(略)	(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年3月1日時点

～2022年3月31日

2022年4月1日～

2-1-3 (略)

2-1-4 (略)

2-2 オプションサービス利用料

2-2-1 (略)

2-2-2 簡易設定変更サービスに係るもの

1台ごとに月額

区 分		料 金 額	
VPN型に係るもの	(略)	(略)	
UTM型に係るもの	ルーター機能の設定に係るもの	下記以外のもの	8,200円 (9,020円)
		ライトIV型のもの	13,500円 (14,850円)
		ライトV型のもの	17,900円 (19,690円)
	ルーター機能及びセキュリティ機能の設定に係るもの	(略)	(略)

備考

1 (略)

2 簡易設定変更サービスは、VPN型(回線制御装置の保守の区別が保守タイプ4のもの及び第7種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて使用するものを除きます。)並びにUTM型(エントリー型、ブリッジ型及び第7種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて使用するものを除きます。)に限り提供します。

3 UTM型のライト型については、ルーター機能の設定に係るものに限り提供します。

4 UTM型のスタンダード型については、ルーター機能及びセキュリティ機能の設定に係るものに限り提供します。

2-1-3 (略)

2-1-4 (略)

2-2 オプションサービス利用料

2-2-1 (略)

2-2-2 簡易設定変更サービスに係るもの

1台ごとに月額

区 分		料 金 額
VPN型に係るもの	(略)	(略)

UTM型に係るもの	ルーター機能及びセキュリティ機能の設定に係るもの	(略)	(略)
-----------	--------------------------	-----	-----

備考

1 (略)

2 簡易設定変更サービスは、VPN型(回線制御装置の保守の区別が保守タイプ4のもの及び第7種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて使用するものを除きます。)並びにUTM型のスタンダードII型に限り提供します。

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年3月1日時点

～2022年3月31日

2022年4月1日～

2-2-3 UTM型セキュリティサービスに係るもの

1台ごとに月額

区 分		料 金 額	
セキュリティ 対策機能	I P S (不正侵入対策) 機能	3,800円 (4,180円)	
	We bウイルス対策機能	3,800円 (4,180円)	
	ウイルスメール対策機能	3,800円 (4,180円)	
	スパムメール対策機能	3,800円 (4,180円)	
	有害サイト対策機能	3,800円 (4,180円)	
	月次定型レポート機能	7,500円 (8,250円)	
	月次分析レポート機能	38,000円 (41,800円)	
	リアルタイムイベント通知機能	7,600円 (8,360円)	
	セキュリティアップデート管理 機能	7,600円 (8,360円)	
	不正アクセスログ機能	3,500円 (3,850円)	
	Ping監視機能	—	
	<u>セット機能</u>	<u>ベーシックセット機能</u>	9,900円 (10,890円)

2-2-3 UTM型セキュリティサービスに係るもの

1台ごとに月額

区 分		料 金 額	
		<u>ベーシック セット機能</u>	<u>ファイアウォー ルセット機能</u>
<u>セット機能</u>	<u>ベーシックセット機能又はファイアウォールセット機能</u>	9,900円 (10,890円)	6,600円 (7,260円)
セキュリティ 対策機能	I P S (不正侵入対策) 機能	<u>セットに含む</u>	<u>セットに含む</u>
	We bウイルス対策機能	<u>セットに含む</u>	3,800円 (4,180円)
	ウイルスメール対策機能	<u>セットに含む</u>	3,800円 (4,180円)
	スパムメール対策機能	<u>セットに含む</u>	3,800円 (4,180円)
	有害サイト対策機能	<u>セットに含む</u>	3,800円 (4,180円)
	月次定型レポート機能	7,500円 (8,250円)	7,500円 (8,250円)
	月次分析レポート機能	38,000円 (41,800円)	38,000円 (41,800円)
	リアルタイムイベント通知 機能	7,600円 (8,360円)	<u>セットに含む</u>
	セキュリティアップデート 管理機能	7,600円 (8,360円)	7,600円 (8,360円)
	不正アクセスログ機能	3,500円 (3,850円)	3,500円 (3,850円)
	Ping監視機能	—	—

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年3月1日時点

～2022年3月31日

2022年4月1日～

ファイアウォールセット機能	6,600円 (7,260円)
---------------	--------------------

備考

1～3 (略)

4 当社は、回線制御装置に係るオプションサービスとしてのUTM型セキュリティサービスを、UTM型のライト型及びスタンダード型に限り提供します。
ただし、次の場合は、それぞれ次に定めるところによります。

(1) UTM型のライト型の場合
Ping監視機能に限り提供します。

(2) UTM型のスタンダードII型の場合
セット機能に限り提供します。
ただし、セット機能と合わせて利用する場合は、セット機能及びそのセット機能に含まれないセキュリティ対策機能を提供します。

5～8 (略)

第4 回線制御装置手数料

- (略)
- 料金額

簡易設定変更サービスに係るもの

区 分		単 位	料金額
VPN型に係るもの		(略)	(略)
UTM型に係るもの	サービスの設定が営業時間に行われた場合	(略)	(略)
	サービスの設定が土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午後5時から午後10時までに行われた場合	1台ごとに	35,000円 (38,500円)
		<u>ライトI型、ライトII型、ライトIII型及びスタンダードII型</u>	(略)
	<u>ライトIV型及びライトV型</u>		

備考

1～3 (略)

4 当社は、回線制御装置に係るオプションサービスとしてのUTM型セキュリティサービスを、UTM型のスタンダードII型に限り提供します。
この場合、当社は、セット機能に限り提供します。
ただし、セット機能と合わせて利用する場合は、セット機能及びそのセット機能に含まれないセキュリティ対策機能を提供します。

5～8 (略)

第4 回線制御装置手数料

- (略)
- 料金額

簡易設定変更サービスに係るもの

区 分		単 位	料金額	
VPN型に係るもの		(略)	(略)	
UTM型に係るもの	サービスの設定が営業時間に行われた場合	(略)	(略)	
	サービスの設定が土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午後5時から午後10時までに行われた場合	スタンダードII型	(略)	(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年3月1日時点

～2022年3月31日

2022年4月1日～

上記以外の場合	ライトI型、ライトII型、ライトIII型及びスタンダードII型	(略)	(略)
	ライトIV型及びライトV型	<u>1台ごとに</u>	<u>42,000円</u> <u>(46,200円)</u>
備考 (略)			

上記以外の場合	スタンダードII型	(略)	(略)
備考 (略)			

第12 保守一元サービスに係る料金

月額

区分	単位	料金額
保守一元サービスに係る料金 ア 第6種契約(カテゴリ1に係るもの、カテゴリ3に係るもの及びカテゴリ8に係るものに限ります。)に係るもの又は第7種契約(カテゴリVPN又はカテゴリvUTM であって、コースUに係るものに限ります。)に係るもの	(略)	(略)
イ (略)	(略)	(略)

第12 保守一元サービスに係る料金

月額

区分	単位	料金額
保守一元サービスに係る料金 ア 第6種契約(カテゴリ1に係るもの、カテゴリ3に係るもの及びカテゴリ8に係るものに限ります。)に係るもの又は第7種契約(コースUに係るものに限ります。)に係るもの	(略)	(略)
イ (略)	(略)	(略)